

宇城市建設工事に係る業務（建設コンサルタント等）低入札価格調査実施要領

（趣旨）

第1条 この告示は、宇城市が競争入札により建設工事に係る測量設計、地質調査、補償コンサルタント及び建設コンサルタント業務（以下「建設コンサルタント等業務」という。）の契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（以下「最低価格入札者」という。）の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについての調査（以下「低入札価格調査」という。）等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象業務）

第2条 低入札価格調査の対象とする建設コンサルタント等業務は、総合評価方式による競争入札に付するものとする。なお、上記以外の建設コンサルタント等業務についても、市長が必要と認めるときは、この要領に定める手続に従い、対象業務とすることができる。

（調査基準価格）

第3条 市長は、前条に規定する建設コンサルタント等業務の契約を締結しようとする場合は、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかの判断基準として調査基準価格を設定するものとする。

2 調査基準価格は、別表第1の業務の種類欄に掲げる種類に応じ、同表算定基礎額1の欄から算定基礎額4の欄までに掲げる予定価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）の算出の基礎となった額の合計額とする。

3 業務の種類ごとの調査基準価格の上限額及び下限額については、次のとおりとする。

- (1) 測量業務の場合は、調査基準価格が予定価格の100分の82を超えるときにあっては予定価格に100分の82を乗じて得た額（1円未満切捨て）とし、調査基準価格が予定価格の100分の60に満たないときにあっては予定価格に100分の60を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする。
- (2) 地質調査業務の場合は、調査基準価格が予定価格の100分の85を超えるときにあっては予定価格に100分の85を乗じて得た額（1円未満切捨て）とし、調査基準価格が予定価格の3分の2に満たないときにあっては予定価格に3分の2を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする。
- (3) 補償コンサルタント及び建設コンサルタント業務の場合は、調査基準価格が予定価格の100分の81を超えるときにあっては予定価格に100分の81を乗じて得た額（1円未満切捨て）とし、調査基準価格が予定価格

の100分の60に満たないときにあつては予定価格に100分の60を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする。

- 3 複数の種類の建設コンサルタント等業務を一の業務として発注している場合は、建設コンサルタント等業務ごとに調査基準価格を算出し、それらの額の合計額とする。

（入札参加者への周知）

第4条 市長は、一般競争入札にあつては入札公告及び入札説明書に、指名競争入札にあつては指名通知書において次に掲げる事項を明記し、入札参加者に周知するものとする。

- (1) 施行令第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格調査の対象となる調査基準価格を設けていること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法
- (3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格入札者であっても落札者とならない場合があること。
- (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者に対しては、事情聴取を行うこと。この場合において、事情聴取に協力すべきこと及び事情聴取当日には配置予定の管理技術者が出席する必要があること。
- (5) 第8条第3項に規定する調査対象者が落札した場合における契約に係る措置

（落札決定の保留）

第5条 入札の結果、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、入札執行者は、入札者に対して保留を宣言し、施行令第167条の10第1項の規定により落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

（低入札価格調査）

第6条 市長は、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、低入札価格調査を行うものとする。この場合において、施行令第167条の9（施行令第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によりくじがなされるときは、低入札価格調査は、当該くじを行う前に実施するものとする。

（書類の提出）

第7条 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、調査基準価格を下回った入札を行った者全員に、原則として低入札価格調査通知書（様式第1号）の通知日の翌日から起算して7日（宇城市の休日を定める条例（平成17年宇城市条例第2号）第1条に規定する市の休日を除く。）以内に、低入札価格調査審査調書（様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添付の上、提出させるものとする。

- (1) 当該価格により入札した理由（様式第3号）
- (2) 契約対象業務に関連する手持業務委託の状況（様式第4号）

- (3) 契約対象業務履行箇所と入札者の事業所、倉庫等の地理的条件関連（様式第5号）
 - (4) 手持機械等の状況（測量、地質調査業務を含む場合に限る。）（様式第6号）
 - (5) 配置予定技術者名簿（様式第7号）
 - (6) 技術者及び労務者の具体的供給の見通し（様式第8号）
 - (7) 過去に履行した宇城市発注の建設コンサルタント等業務委託（様式第9号）
 - (8) 経営内容（様式第10号）
 - (9) 第三者照査選任予定者届出書（様式第11号）
 - (10) 信用状態に関する事項（様式第12号）
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める資料
- 2 前項各号に掲げる書類については、同項第1号に掲げる書類から順に1から連番でページ番号を記載するものとする。
 - 3 第1項各号に掲げる書類については、提出期限後の追加、差し替え及び再提出は認めないものとする。
 - 4 市長は、低入札価格調査を行うために必要があると認めるときは、第1項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類について期限を定めて追加して提出させるものとする。
 - 5 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - 6 提出された書類は、返却しない。
 - 7 市長は、提出された書類を当該調査以外に提出者に無断で使用しないものとする。

（実施方法）

第8条 市長は、調査基準価格を下回った入札を行った者のうち、最低価格入札者を調査対象者とし、前条第1項の規定により提出された書類に基づき、事情聴取その他必要な調査を行うものとする。

- 2 前項の場合において、調査対象者が別表第2に規定する事項のいずれかに該当する場合は、当該調査対象者のした入札を無効とする。
- 3 市長は、調査対象者（前項の規定により無効となった者を除く。以下同じ。）に対する事情聴取その他必要な調査及び検討の結果について、低入札価格調査報告書（様式第13号）を作成するものとする。

（契約審査委員会の設置・審査）

第9条 調査対象者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かを審査するため、契約審査委員会を設置するものとする。

- 2 契約審査委員会は、宇城市入札指名等審査会設置規則（平成17年宇城市規則第54号）に定める組織及び会長並びに委員をもって充てる。

3 契約審査委員会は、前条第3項の低入札価格調査報告書に基づき審査を行い、審査結果は委員の過半数の意見により決するものとし、可否同数の場合は、会長の決するところによるものとする。

4 契約審査委員会の庶務は、総務部契約管財課が行うものとする。
(落札者の決定等)

第10条 前条の規定による契約審査委員会の審査の結果、当該調査対象者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認められた場合は、当該調査対象者(施行令第167条の9の規定によりくじがなされる場合にあつては、当該くじにより落札者となるべき者)を落札者と決定し、入札者全員に対し、落札決定通知書(様式第14号)又は落札者決定通知書(様式第15号)により通知するものとする。

2 前条の規定による契約審査委員会の審査の結果、当該調査対象者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、当該調査対象者を落札者とししないものとする。この場合において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者(以下「次順位者」という。)の入札価格が調査基準価格以上のときは、当該次順位者を落札者と決定し、次順位者の入札価格が調査基準価格未満のときは、第8条以降と同様の手続によるものとし、同条第1項の規定中「最低価格入札者」とあるのは「次順位者」と読み替えるものとする。

3 前項の場合において、落札者としなかった調査対象者に対しては、理由を付してその旨を入札結果通知書(様式第16号)により通知するものとする。
(契約に係る措置)

第11条 調査対象者が落札した場合における契約に関しては、次の措置をとるものとする。また、適正な履行の確保のため、必要に応じて重点的な監督や厳格な検査を実施するものとする。

(1) 契約保証金の額は、請負代金の額に10分の3以上を乗じて得た額以上のものとする。

(2) 前金払の金額を業務委託料の10分の2以内とすること。

(3) 管理技術者は専任(他の管理技術者、照査技術者及び担当技術者等との兼任は不可)で配置しなければならない。なお、配置する管理技術者は、入札公告日又は指名通知日において調査対象者と直接的かつ恒常的な雇用関係(3箇月以上)にあることとし、届出のあった管理技術者の変更は原則認めない。

(4) 照査を実施する業務については、当該低価格入札者が自ら行う照査とは別に、当該低価格入札者の責任及び負担において第三者による照査(以下「第三者照査」という。)を実施させるものとする。この場合において、第三者照査を行う者は、次条の要件を全て満たす者でなければならない。

(5) 宇城市公共工事関係業務委託契約約款(平成17年宇城市告示第22号)第53条第2項に規定する違約金の額は、請負代金の額に10分の3を乗じて得た額以上のものとする。

(第三者照査を行う者の要件)

第12条 第三者照査の対象となる当該業務(以下「対象業務」という。)と同一の業務内容において、宇城市が行う調査、測量、建設コンサルタント等の業務に関する入札参加資格審査申請書を提出し受理されている者であること。

2 対象業務の公告日又は指名通知日から落札決定の日までの間に、宇城市工事等指名競争入札参加資格者指名停止処分要綱(平成17年宇城市告示第20号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

3 対象業務の入札における低価格入札者と次のいずれかの資本関係又は人的関係にある者でないこと。

(1) 低価格入札者の親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。)

(2) 低価格入札者の子会社(会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。)

(3) 低価格入札者と親会社を同じくする子会社

(4) 役員又は管財人(会社更生法(平成14年法律第154号)第67条の管財人及び民事再生法(平成11年法律第225号)第64条の管財人をいう。以下同じ。)が低価格入札者の役員又は管財人を兼ねている者

(5) その他前各号までと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者

4 過去に宇城市が発注した業務において、低価格入札者から第三者照査を受託し、又は低価格入札者に第三者照査を委託したことがない者であること。

5 配置する技術者は、次の要件を全て満たす者であること。

(1) 低価格入札者において選任する管理技術者と同等の資格保持者又は同等の能力と経験を有する者であること。

(2) 第三者照査を行う技術者は、調査対象者から第三者照査を受託する者と公告日又は指名通知日において、直接的かつ恒常的な雇用関係(3箇月以上)にあること。

6 技術者の変更は、真にやむを得ない場合を除き、認めない。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行し、一般競争入札にあつては同日以後に公告をするもの、指名競争入札にあつては同日以後に指名をするものについて適用する。

別表第1（第3条関係）

| 業務の種類 | 算定基礎額1 | 算定基礎額2 | 算定基礎額3 | 算定基礎額4 |
|-----------------|---------|---------------------------------|------------------------------------|----------------------------------|
| 測量業務 | 直接測量費の額 | 測量調査費の額 | 諸経費の額に100分の50を乗じて得た額（1円未満切捨て） | — |
| 地質調査業務 | 直接調査費の額 | 間接調査費の額に100分の90を乗じて得た額（1円未満切捨て） | 解析等調査業務費の額に100分の80を乗じて得た額（1円未満切捨て） | 諸経費の額に100分の50を乗じて得た額（1円未満切捨て） |
| 補償関係コンサルタント業務 | 直接人件費の額 | 直接経費の額 | その他原価の額に100分の90を乗じて得た額（1円未満切捨て） | 一般管理費等の額に100分の50を乗じて得た額（1円未満切捨て） |
| 建築関係建設コンサルタント業務 | 直接人件費の額 | 特別経費の額 | 技術料等経費の額に100分の60を乗じて得た額（1円未満切捨て） | 諸経費の額に100分の60を乗じて得た額（1円未満切捨て） |
| 土木関係建設コンサルタント業務 | 直接人件費の額 | 直接経費の額 | その他原価の額に100分の90を乗じて得た額（1円未満切捨て） | 一般管理費等の額に100分の50を乗じて得た額（1円未満切捨て） |

別表第2（第8条関係）

| | 事項 | 内容 |
|---|---------------------------------------|--|
| 1 | 書類が提出されない場合 | 指定の期日までに求められた資料の全部又は一部が提出されない場合 |
| 2 | 書類が未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。） | 求められた資料とは無関係な書類である場合 |
| | | 他の業務の資料である場合 |
| | | 白紙である場合 |
| | | 他の入札参加者の様式等入手し、使用している場合 |
| 3 | 書面に記載すべき事項が欠けている場合 | 求められた資料の全部又は一部が記載されていない場合 |
| | | 入札説明書に指定された項目を満たしていない場合 |
| 4 | 書類の記載すべき内容に誤りがある場合 | 発注者名、発注件名、提出業者名に誤りがある場合（但し、誤字等の軽微な誤りは除く。） |
| | | 提出された業務費内訳書の内容と「入札時の業務費内訳書」の内容が合っていない場合（千円未満の端数処理を除く。） |
| | | 業務費内訳書の計算（各小計又は合計）が合っていない場合 |
| 5 | 事情聴取に協力しない場合 | 事情聴取に応じない場合 |
| | | 配置予定の管理技術者が事情聴取に参加しない場合 |
| | | 指定の時刻までに出席者が集まらず事情聴取ができない場合 |